

小学校、中学校、幼稚園及び保育所における児童、生徒及び幼児の安全の確保に関する指針

【目的】

この指針は、条例第12条第1項の規定により、小学校、中学校、幼稚園及び保育所（以下「学校等」という。）に侵入して行われる犯罪の防止に関し、必要な方策等を示し、もって学校等における児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の安全の確保を図ることを目的とする。

【基本的な考え方】

- 1 この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- 2 学校等を設置し、又は管理する者は、この指針を踏まえて具体的方策の実施に努めるものとする。
- 3 この指針は、関係法令、関係条例等を踏まえ、管理体制の整備状況等及び学校等の実情に応じて運用するものとする。
- 4 この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

【配慮すべき事項】

- 1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等
 - (1) 出入口の限定及び門扉の適切な管理
 - (2) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
 - (3) 来訪者用の入口及び受付の明示
 - (4) 来訪者に対する名簿の記入及び名札等の使用の要請
 - (5) 来訪者への声掛けの励行
 - (6) 不審者の侵入防止を目的とした管理諸室等の配置の検討等
- 2 施設・設備の点検整備等
 - (1) 門扉、フェンス、外灯、建物の窓及び出入口、施錠設備等
 - (2) 死角の原因となる植栽等の障害物
 - (3) 避難経路
 - (4) 防犯監視システム、警報装置（非常ベル、赤色等）、通報システム等の防犯設備
- 3 安全確保についての体制の整備
 - (1) 学校等の敷地・建物内外及び通学路等の計画的な巡回
 - (2) 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置及び利用者への児童等の安全確保の要請

- (3) 地域や学校等の実情に応じた警報用ブザー等の教職員及び児童等への貸与

4 児童等に対する安全教育の充実

- (1) 不審者の侵入時における対処方法について習熟するための避難訓練の実施
- (2) 地域における危険箇所及び「こども110番の家」（注1）その他の緊急避難場所の周知
- (3) 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- (4) 地域の安全について、児童等が主体となって学ぶ教育の実施
- (5) 児童等の生きる力やいのちを大切にする心を育む教育の実施

5 緊急時に備えた体制の整備

- (1) 安全管理を徹底するための教職員に対する指導、研修、訓練等の実施
- (2) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- (3) 学校等の内外における安全確保についての警察署、消防署等への協力依頼
- (4) 緊急時における教職員の連携に基づく敷地内での監視・侵入阻止・排除体制の確立、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法の確立並びに警察署への通報体制の確立
- (5) 児童等に心のケアが必要となった場合のための医療機関等との連携体制の確立
- (6) 警察署、消防署、保護者等との連携強化による児童等の安全確保に関する情報交換
- (7) 警察署、消防署等の協力の下での、教職員、保護者、地域ボランティア等による防犯訓練、応急手当の訓練等の実施及び訓練等に基づく危機管理マニュアルの検証・改善
- (8) 学校等、警察署、県、市町村及びその他の関係機関相互の情報連絡網の整備

6 保護者、市民及び関係団体との連携

- (1) 保護者、市民及び関係団体への協力依頼
- ① 保護者、ボランティア等による通学路等及び登下校時のパトロール等
 - ② 学校支援ボランティア活動との連携
 - ③ 不審者を発見した場合の警察及び学校等への通報
 - ④ 市民による声掛けの運動
- (2) 不審者情報等を保護者及び市民へ速やかに情報提供するための連絡体制の整備

- (3) 「こども110番の家」(注1) の拡充や防犯等の整備に向けた関係機関への働きかけ
- (4) 通学形態に合わせた安全確保のための学校等と保護者との連携及び協力

注1 「こども110番の家」とは、子どもが事故や不審者等に遭ったときの待避場所及び犯罪の抑止を目的として設置したものであり、あらかじめ協力を依頼してある民家や商店をいう。